

総合評価落札方式により実施した理由等

1. 工 事 名 令和4年度対馬海峡地区マウンド礁築造工事

2. 入札日時 令和5年2月22日 11時00分

3. 総合評価落札方式により実施した理由

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずる工事であるため。

4. 落札者の決定基準

入札参加者は、価格、本工事における施工体制、技術提案、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、事故及び不誠実な行為、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等並びに賃上げの表明に対する評価をもって入札を行い、(1)の要件に該当する者のうち、(2)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、(3)による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に該当する場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること
- ③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

(2) 評価項目と評価基準

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められた場合には、「標準点」100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

評価項目は次の1)～5)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の最高点は53点とする。

- 1) 施工体制
- 2) 施工計画（技術提案）
- 3) 企業の施工能力
- 4) 配置予定技術者の能力
- 5) 事故及び不誠実な行為に対する評価
- 6) ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等
- 7) 賃上げを実施する企業への加点

(3) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。